

人権への配慮

高齢者・障がい者・同和地区出身者・外国人・HIV感染者等であるということだけを理由に入居を拒否することは、居住・移転の自由という基本的な人権を侵害するものです。

皆さん方が業務を遂行する中で、予断と偏見に基づいた問い合わせを受けたり、差別につながる事例を目にすることがあるかもしれません。その際には、人権を尊重する視点から毅然とした対応をとっていただきたいと思います。

関係する家主さんなどの取引関係者に対しても、積極的に人権を尊重するよう働きかけていただくようお願いします。また、情報化の進展に伴い、個人のプライバシーの保護と情報セキュリティの確保は、事業者に対する社会的要請となっています。個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう、必要な措置を講じていただくようお願いします。

取引物件が同和地区であるかないか、同和地区を校区に含むかどうかについて、調査、報告、回答をしないこと。

差別につながる不当な広告表示はしないこと。

国籍、障がい、高齢等の理由により、入居機会を制約し、これを助長する差別的行為をしないこと。

関係する家主等に対し、人権問題について理解を求めよう努力すること。

従業員（正社員や契約社員など）に対し、人権問題に関する指導に努めること。

人権意識の高揚を図るため、研修会等への参加機会を設けるよう努めること。

人権に配慮した本籍地や国籍欄のない標準的な入居申込書の使用に努めること。

（参考）宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方について（国土交通省通知）

<その他の留意すべき事項>

1 宅地建物取引業者の社会的責務に関する意識の向上について

宅地建物取引業務に係る人権問題の最近の状況を見ると、一部において同和地区に関する問い合わせ、差別意識を助長するような広告、賃貸住宅の媒介業務に係る不当な入居差別等の事象が発生している。

宅地建物取引業は、住生活の向上等に寄与するという重要な社会的責務を担っており、また、人権問題の早期解決は国民的課題であるので、基本的人権の尊重、特にあらゆる差別の解消に関する教育・啓発が重要であることにかんがみ、同和地区、在日外国人、障がい者、高齢者等をめぐる人権問題に対する意識の向上を図るため、取引主任者等の従事者に対する講習等を通じて人権に関する教育・啓発活動のより一層の推進を図るとともに、宅地建物取引業者に対する周知徹底及び指導を行う必要がある。